

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度札幌市こども緊急サポートネットワーク事業運営業務
発 注 課	子) 子育て支援推進担当課
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人 北海道子育て支援ワーカーズ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
札幌市こども緊急サポートネットワーク事業は、国が規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、子育て援助活動支援事業に該当する事業である。安定した事業を提供するためには、緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに対応するスキルを持った人材（提供会員）の確保が必要であるほか、0歳から小学校6年生までの子どもを育てているすべての家庭が当該事業の利用対象となることから、国や本市の実施要綱・基準を満たし、本市の会員規模でも安定した運営ができる事業者との契約が必要不可欠である。 この条件を全て満たす事業者としては、本市の地域子育て支援拠点事業としてひろば型子育てサロンを最も多く実施する等、地域に密着した子育て支援事業を実施し、現在の会員規模にも対応が可能な組織を有していることに加え、本市事業化前の5年間に、国から委託を受けて同事業を実施し、本市事業化後は唯一の受託先として緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに関する様々なノウハウを蓄積しているNPO法人北海道子育て支援ワーカーズのみである。 また、当該事業者は各種子育て支援事業を広く行っていることを踏まえると、本事業の目的に照らし、相応の資力、信用、技術、経験等を有していることから、当該事業者を選定することが業務遂行上円滑かつ合理的と判断する。 なお、当該事業者は、本市から当該事業の委託を受けた平成22年度から令和5年度まで大きな事故もなく、安定した運営実績を残している。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年2月12日